

入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食については6時以降）、適温で提供されます。

令和8年（2026年）6月1日より入院時の食事負担額が変更について

今般の食材費等の高騰をふまえ、厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、患者さんのご負担金額が下記の通り変更となります。

ご理解の程よろしく申し上げます。

入院時食事療養費および入院時生活療養費の費用（入院中の食事代）

高額療養費制度（区分）		1食当たりの負担額 令和8年5月31日まで	1食当たりの負担額 令和8年6月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食につき510円	1食につき550円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき240円	1食につき270円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	1食につき130円